

2024

9

KAWASAKI

川崎南法人会だより



ホームページも是非ご覧ください

川崎南法人会

検索



<https://km-hojinkai.or.jp>

表紙写真：自衛隊 神奈川地方協力本部 川崎出張所 提供

発行所／公益社団法人川崎南法人会 編集兼発行人／広報委員会
川崎市幸区堀川町66-20 川崎市産業振興会館5階 <https://km-hojinkai.or.jp>
TEL：044-276-8731 FAX：044-276-8738

川崎市市制 100 周年に寄せて	2
第 12 回通常総会開催	3
川崎南税務署長あいさつ	6
川崎南税務署の人事異動	7
令和 7 年度税制改正要望事項	8
身近な法律相談	11
活動報告	12
不整脈は怖い？	14
新入会員のご紹介・主要行事予定	15

川崎市市制100周年に寄せて

川崎市の皆様に必要とされる 高度な医療・福祉サービスの提供を

社会医療法人財団石心会 理事長 杉山 孝博



川崎市が市制100周年を迎えましたが、私たち石心会グループは、昨年6月に50周年を迎えました。昭和48（1973）年設立以来、地域で必要とされる「いつでも診る医療」「高度な医療」「心のこもった医療」を実現するための努力を続けております。

川崎幸病院が川崎の地に発足をした時には、64床の病院でしたが、その後、地域の医療ニーズに絶え間なく柔軟に応え、2012年には、地域の皆さまの多大なご協力・ご支援のもと、現在の場所に新築移転して326床の病院になりました。「断らない医療」という理念のもと、24時間365日、年間約1万台の救急車を受け入れ、現在では地域で1～2位の救急医療機関となっています。また、大動脈外科、心臓外科、消化器内科・外科、整形外科、放射線治療、サイバーナイフ、透析医療など高度な医療を提供できる医療機関グループに成長することができました。

その他にも、地域のさまざまな要望に応えるため、訪問診療・訪問看護・夕方診療・日曜祭日診療・医療相談など、どのような状態の患者であっても、安心して自宅や地域で生活が続けられるよう医療・福祉の体制づくりにも努めてまいりました。予防医学の面では個人や事業所などさまざまな健診ニーズに応えるため専門の健診センターを開設しました。

少子高齢社会が進行する日本で、今後必要とされるのは、病気の予防・健康管理、疾病の早期発見・早期治療、救命救急、急性期、慢性期、終末期を含めた在宅ケアなど、切れ目のない医療・福祉の連携です。

川崎市の益々の発展のためにも、これらの医療・福祉の課題に対して、行政・地域社会、個人・団体、関係事業者等と連携し、石心会グループにおける医療・福祉を充実させてまいりたいと思います。



石心会グループ



社会医療法人財団
石心会

川崎幸病院／川崎幸クリニック／第二川崎幸クリニック／川崎クリニック／さいわい鹿島田クリニック／アルファメディック・クリニック／川崎健診クリニック／かしまだ地域包括支援センター／さいわい訪問看護ステーション／新川崎居宅介護支援事業所／福祉用具レンタルさいわい



第12回 通常総会開催



鈴木 慎二郎 会長

6月13日（木）公益社団法人川崎南法人会第12回通常総会が川崎日航ホテルにて開催しました。

鈴木慎二郎会長を議長として、松井総務委員長より決議事項として「令和5年度収支決算報告（含監査報告）承認の件」が報告され、続いて報告事項として①「令和5年度事業報告」②「令和6年度事業計画」③「令和6年度収支予算」が報告され、満場一致で原案どおり可決承認されました。

続いて令和5年度会員増強の表彰に移り、会長から会員増強にご尽力された方々と川崎信用金庫及び受託保険会社に対して、会長から感謝状と記念品が贈呈されました。ご来賓の川崎南税務署の田中健二署長、神奈川県川崎県税事務所の五本木顕良所長、東京地方税理士会川崎南支部の橋本光志支部長からご祝辞をいただきました。

総会前の第1部講演会は講師に歴史作家、多摩大学客員教授で早稲田大学講師の河合敦氏を迎えて「新札の偉人たち」と題して講演を行いました。



講演会講師 河合 敦氏

会員増強に伴う感謝状の贈呈

個人の部

(順不同)

【金賞】

菊三建設 株式会社 中村 光一様

【銀賞】

株式会社 アップ総合企画 田中 勇人様

京浜化工 株式会社 柏木 奈生様

小向工業 株式会社 内田 英子様

アオイ機工 株式会社 青柳 達磨様

【銅賞】

有限会社 生稜工業 石田 生 様

有限会社 龍美社 下村 京子様

ティーケーユーサービス 株式会社 角田 健藏様

税理士法人 原・山崎会計事務所 原 晃子様

山崎 忍 様

【努力賞】

株式会社 久保田酒店 窪田隆太郎 様

A M自動車工業 株式会社 青木 一孝 様

株式会社 マイルストーンジャパン 野路 尚弘 様

松井工業 株式会社 松井 秀之 様

株式会社 一心屋 島崎ハル子 様

山次工業 株式会社 山口 幸太 様

株式会社 渡辺土木 渡辺誠一郎 様

ユウホーム 鳥海 郁子 様

九重運輸 株式会社 山崎由美子 様

団体の部

【金賞】

東第1支部 支部長 中村 光一様

【銅賞】

中央支部 支部長 簀口 昌明 様

東第3支部 支部長

高木 清隆 様

【特別賞】

青年部会 部会長

森本 和樹 様

女性部会 部会長

柏木 奈生 様

【感謝状】

川崎信用金庫 様

大同生命保険 株式会社 川崎南営業所 様

AI G損害保険 株式会社 横浜支店 様

アフラック生命保険 株式会社 横浜総合支社 様



全法連・県法連功労者表彰 受彰者

【全国法人会連合 功労者表彰】

中村 光一 様

菊三建設 株式会社

小山 宏明 様

小山塗料 株式会社

【神奈川県法人会連合会 会長賞受賞者】

野本 忠 様

有限会社 ウィット

古名 弘展 様

株式会社 古名建設工業

中村 永子 様

株式会社 福嶋鉄工所

令和6年度 事業計画書

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

I 基本方針

(公益事業の推進)

- (1) 税知識の普及をはじめとする健全な納税者団体としての公益事業を積極的に推進するとともに、地域企業の発展・地域社会への貢献を高め、会員企業の緊密な交流を通じ、もって公益法人としての社会的使命を果たすことに努める。

(税務行政への協力)

- (2) 税務当局との連絡協調を保ち、あらゆる機会を通じて納税者と税務当局の間の相互理解の醸成に努め、また広く税務知識の普及を通じて納税道義の高揚を図り公正な税制と円滑な税務行政に寄与する。

(租税負担の合理化)

- (3) 中小企業の租税負担の軽減と合理・簡素化及び適正公平な税制確立のため、会員の要望意見を徴するとともに、税制の研究に努め、税制改正要望事項の達成を期する。

(経理知識の普及)

- (4) 企業経営の健全化並びにその発展向上に資するため、当会は経営、経理、労務及び税務に関する講習会、研修会の事業活動を積極的に行うとともに適正な申告の普及と指導に努める。

II 重点事項

1 組織関係

- (1) 本部・支部・部会役員が一丸となり、会員増強運動を推進し、組織の拡大強化を図り目標達成に努める。
- (2) 支部機能と部会活動の強化をはかることにより、法人会事業への積極的参加を図る。

2 事業関係

- (1) 税制・税務会計並びに経理に関する研修会、講習会を開催する。
- (2) 税務・法律などの無料相談をはじめ、企業経営に役立つ税務・経営・労務・経済等の講演会、セミナー等を開催する。併せて、会員の多様化するニーズに応えるため文化的活動等も行い、共益事業の充実を図る。
- (3) 公益法人として地域社会に貢献するため、公益事業を行うほか、地域が実施する事業へ協賛・参加する。

3 福利厚生関係

- (1) 企業及び経営者のリスクを守るため、様々なテーマで会員向け事業を展開し、経営者大型保障制度の普及推進を図る。
- (2) 会員企業の経営者・従業員のための生活習慣病の検診を実施する。

4 広報活動関係

- (1) 機関誌を通じ、会員との連携を一層密にし、事業参加の意識を高めるとともに公益法人として積極的な広報に努める。
- (2) 「e-Tax」の普及促進に資するため、役員企業をはじめ会員の利用率向上を図る。
- (3) 租税教育については、次代を担う小・中学校等の児童・生徒に国や地方公共団体の財政を支える「税」についての関心を高め、その意義・役割について理解を深めてもらうとともに、積極的な実施に努める。

III 主要事業計画

1 税知識の普及を目的とする事業 (公益1-1)

- (1) 新設法人説明会
- (2) 決算法人説明会
- (3) 租税教室
- (4) 法人税申告書の見方・書き方研修会
- (5) 女性部会税務研修会
- (6) 源泉部会税務研修会
- (7) 支部税務研修会

2 納税意識の高揚を目的とする事業 (公益1-2)

- (1) 税の絵はがきコンクール
- (2) 納税表彰式
- (3) 「税を考える週間」広報活動
- (4) 川崎市民祭り租税教育活動
- (5) 税に関する作文の表彰
- (6) 機関誌による税情報の発信
- (7) 幸区民祭り租税教育活動

3 税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業 (公益1-3)

- (1) 法人会全国大会
- (2) 公益財団法人全国法人会総連合税制セミナー
- (3) 三者会議
- (4) 全国青年の集い
- (5) 全国女性フォーラム

1 地域企業の健全な発展に資する事業 (公益 2)

- (1) 実務経理セミナー
- (2) 初級簿記講習会
- (3) パソコン講習会
- (4) 研修会セミナー
- (5) インターネットセミナー
- (6) 青年経営者のための実務セミナー
- (7) 無料税務・法律相談

1 地域社会への貢献を目的とする事業 (公益 3)

- (1) 県連事業
- (2) 米海軍第七艦隊音楽隊コンサート
- (3) 健康セミナー
- (4) 救急救命講習会

1 会員の交流及び福利厚生に資するための事業 (共益)

- (1) 新年賀詞交歓会
- (2) 本部ゴルフ大会
- (3) 本部施設見学会
- (4) 部会施設見学会
- (5) 支部企業交流会
- (6) 部会企業交流会
- (7) 理事・委員会・委員 (交流会)
- (8) 会員増強活動
- (9) 支部報告会
- (10) 経営者大型保障制度の普及推進
- (11) ビジネスガードの普及推進
- (12) がん保険制度の普及推進
- (13) 貸倒保険制度の普及推進
- (14) 成人病診断事業
- (15) 総合火災共済
- (16) 福利厚生共済
- (17) 一般社団法人神奈川県法人会連合会税制問題研究会

令和6年度 正味財産増減計算予算書

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(単位:円)

科 目	本年度予算	前年度予算	増減
I. 一般正味財産増減の部			
i. 経常増減の部			
(i) 経常収益			
1. 特定資産運用益	4,000	4,000	-
(1) 特定資産受取利息	4,000	4,000	-
(2) 特定資産受取賃借料	-	-	-
2. 受取会費	23,600,000	24,100,000	△ 500,000
(1) 正会員受取会費	22,500,000	23,000,000	△ 500,000
(2) 特別会員受取会費	-	-	-
(3) 賛助会員受取会費	1,100,000	1,100,000	-
3. 事業収益	4,583,800	4,818,800	△ 235,000
(1) 研修会事業収益	251,800	241,800	10,000
(2) 成人病検診事業収益	430,000	430,000	-
(3) 共済保険代理事業収益	800,000	800,000	-
(4) 会員親睦事業収益	3,102,000	3,347,000	△ 245,000
4. 受取補助金	19,656,100	19,869,900	△ 213,800
(1) 受取全法連補助金	-	-	-
(2) 受取県法連補助金	1,700,000	1,700,000	-
(3) 受取全法連助成金振替額	17,956,100	18,169,900	△ 213,800
5. 受取負担金	300,000	-	300,000
(1) 青年部会負担金	300,000	-	300,000
6. 雑収益	850,150	570,150	280,000
(1) 受取利息	150	150	-
(2) 広告料収益	450,000	170,000	280,000
(3) 雑収益	400,000	400,000	-
経常収益計	48,994,050	49,362,850	△ 368,800
(ii) 経常費用			
1. 公益目的事業	30,955,788	31,639,207	△ 683,419
① 税関連を目的とする事業	20,824,606	21,714,575	△ 889,969
給料手当	7,626,000	7,626,000	-
退職給付費用	465,000	465,000	-
福利厚生費	1,260,150	1,260,150	-
旅費交通費	1,171,500	1,591,900	-
通信運搬費	445,000	455,000	-
減価償却費	75,088	46,929	28,159
消耗什器備品費	93,000	93,000	-
消耗品費	759,500	719,500	40,000
修繕費	93,000	93,000	-
印刷製本費	2,246,500	2,206,500	40,000
光熱水料費	23,250	23,250	-
賃借料	761,280	761,280	-
事務所管理費	-	-	-
会場費	278,000	482,000	-
保険料	87,206	87,206	-
諸謝金	1,207,000	1,299,000	-
租税公課	488	488	-
会議費	120,000	138,000	-
委託費	2,259,000	2,623,000	-
事務委託費	334,800	212,528	122,272
支払負担金	356,000	368,000	-
広告宣伝費	46,500	46,500	-
新聞図書費	3,999	3,999	-
リース料	623,565	623,565	-
貸倒損失	226,985	226,985	-
支払手数料	215,295	215,295	-
雑費	46,500	46,500	-
② 地域企業の健全な発展に資する事業	6,827,817	6,968,872	△ 141,055
給料手当	2,656,800	2,656,800	-
退職給付費用	162,000	162,000	-
福利厚生費	439,020	439,020	-
旅費交通費	81,000	81,000	-
通信運搬費	131,600	131,600	-
減価償却費	16,925	10,578	6,347
消耗什器備品費	32,400	32,400	-
消耗品費	144,800	144,800	-
修繕費	32,400	32,400	-
印刷製本費	16,200	16,200	-
光熱水料費	8,100	8,100	-
賃借料	171,600	171,600	-
事務所管理費	-	-	-
会場費	165,000	200,000	-
保険料	30,381	30,381	-
諸謝金	1,744,800	1,854,800	-
租税公課	110	110	-
会議費	-	-	-
委託費	552,000	597,000	-
事務委託費	116,640	74,042	42,598
支払負担金	-	-	-
広告宣伝費	16,200	16,200	-
新聞図書費	1,393	1,393	-
リース料	217,242	217,242	-
貸倒損失	-	-	-
支払手数料	75,006	75,006	-
雑費	16,200	16,200	-
③ 地域社会への貢献を目的とする事業	3,303,365	2,955,760	347,605
給料手当	1,213,600	1,213,600	-
退職給付費用	74,000	74,000	-
福利厚生費	200,540	200,540	-
旅費交通費	61,000	49,000	12,000
通信運搬費	149,200	112,200	37,000
減価償却費	16,925	10,578	6,347
消耗什器備品費	14,800	14,800	-
消耗品費	169,600	199,600	-
修繕費	14,800	14,800	-
印刷製本費	107,400	67,400	40,000
光熱水料費	3,700	3,700	-
賃借料	171,600	171,600	-
事務所管理費	-	-	-
会場費	446,000	286,000	160,000
保険料	13,878	13,878	-
諸謝金	155,000	153,200	1,800
租税公課	110	110	-
会議費	65,000	60,000	5,000
委託費	224,000	128,000	96,000
事務委託費	53,280	33,822	19,458
支払負担金	-	-	-
広告宣伝費	7,400	7,400	-

科 目	本年度予算	前年度予算	増減
新聞図書費	636	636	-
リース料	99,234	99,234	-
貸倒損失	-	-	-
支払手数料	34,262	34,262	-
雑費	7,400	7,400	-
2. 収益事業等	10,057,402	9,865,335	192,067
④ 会員の交流に資するための事業	10,057,402	9,865,335	192,067
給料手当	2,460,000	2,460,000	-
退職給付費用	150,000	150,000	-
福利厚生費	406,500	406,500	-
旅費交通費	257,000	297,000	-
通信運搬費	275,000	250,000	25,000
減価償却費	22,465	14,040	8,425
消耗什器備品費	30,000	30,000	-
消耗品費	407,000	383,000	24,000
修繕費	30,000	30,000	-
印刷製本費	620,000	634,000	-
光熱水料費	7,500	7,500	-
賃借料	227,760	227,760	-
事務所管理費	-	-	-
会場費	286,000	262,000	24,000
保険料	28,131	28,131	-
諸謝金	110,000	125,000	-
租税公課	146	146	-
会議費	2,978,500	3,191,300	-
委託費	806,000	444,000	362,000
事務委託費	108,000	68,558	39,442
支払負担金	434,000	443,000	-
支払寄付金	-	-	-
渉外慶弔費	-	-	-
諸会費	-	-	-
固定資産除却損	-	-	-
広告宣伝費	15,000	15,000	-
新聞図書費	1,290	1,290	-
リース料	201,150	201,150	-
表彰費	-	-	-
貸倒損失	111,510	111,510	-
支払手数料	69,450	69,450	-
雑費	15,000	15,000	-
3. 管理費	7,875,218	7,715,614	159,604
給料手当	2,443,600	2,443,600	-
退職給付費用	149,000	149,000	-
福利厚生費	403,790	403,790	-
旅費交通費	89,500	89,500	-
通信運搬費	419,200	389,200	30,000
減価償却費	22,465	14,041	8,424
消耗什器備品費	29,800	29,800	-
消耗品費	94,600	94,600	-
修繕費	29,800	29,800	-
印刷製本費	264,900	264,900	-
燃料費	-	-	-
光熱水料費	7,450	7,450	-
賃借料	227,760	227,760	-
事務所管理費	-	-	-
会場費	246,000	216,000	30,000
保険料	27,944	27,944	-
諸謝金	300,000	300,000	-
租税公課	146	146	-
会議費	1,202,000	1,060,000	142,000
委託費	-	-	-
事務委託費	107,280	68,100	39,180
支払負担金	265,000	355,000	-
支払寄付金	-	-	-
渉外慶弔費	250,000	250,000	-
諸会費	310,000	310,000	-
広告宣伝費	14,900	14,900	-
新聞図書費	1,282	1,282	-
リース料	199,809	199,809	-
表彰費	-	-	-
貸倒損失	157,105	157,105	-
支払手数料	596,987	596,987	-
雑費	14,900	14,900	-
経常費用計	48,888,408	49,220,156	△ 331,748
評価損益等調整前当期経常増減額	105,642	142,694	-
基本財産評価損益等	-	-	-
特定資産評価損益等	-	-	-
投資有価証券評価損益等	-	-	-
評価損益等計	-	-	-
当期経常増減額	105,642	142,694	-
ii. 経常外増減の部			
(i) 経常外収益			
経常外収益計	-	-	-
(ii) 経常外費用			
経常外費用計	-	-	-
当期経常外増減額	-	-	-
他会計振替前			
当期一般正味財産増減額	105,642	142,694	△ 37,052
他会計振替額	-	-	-
税引前当期一般正味財産増減額	105,642	142,694	△ 37,052
法人税、住民税及び事業税	70,000	70,000	-
法人税等調整額	-	-	-
当期一般正味財産増減額	35,642	72,694	△ 37,052
一般正味財産期首残高	94,857,804	94,785,110	72,694
一般正味財産期末残高	94,893,446	94,857,804	35,642
II 指定正味財産の部			
受取補助金等	17,956,100	18,169,900	△ 213,800
全法連助成金	17,956,100	18,169,900	△ 213,800
一般正味財産への振替額	△ 17,956,100	△ 18,169,900	213,800
一般正味財産への振替額	△ 17,956,100	△ 18,169,900	213,800
当期指定正味財産増減額	-	-	-
指定正味財産期首残高	-	-	-
指定正味財産期末残高	-	-	-
III 正味財産期末残高	94,893,446	94,857,804	35,642



川崎南税務署長
生田目 静
神奈川県出身

着任のご挨拶

初秋の候、公益社団法人川崎南法人会の皆様方には、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

私は、この度の人事異動により、川崎南税務署長を拝命した生田目でございます。前任の田中署長同様にご厚誼を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

鈴木会長をはじめ役員並びに会員の皆様方には、平素から税務行政の円滑な運営に対しまして、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

貴会におかれましては、「税のオピニオンリーダー」として、税に関する様々な研修会をはじめ、次世代を担う児童を対象とした「租税教室」や「税に関する絵はがきコンクール」の開催など幅広い活動を通じて、正しい税知識の普及や納税道義の高揚に大きく貢

献いただいております。

また一方で、昨年度、新型コロナウイルスの影響により中止されていた「米海軍第7艦隊音楽隊コンサート」を4年ぶりに開催するなど、公益社団法人として社会貢献活動にも大変熱心に取り組まれ、地域社会の健全な発展にも大きく貢献されておられますことに、深く敬意を表します。

さて、私ども国税組織に課された使命である「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」ためには、デジタル技術を活用した納税者サービスの充実や納税環境の整備に取り組んでいくことが重要であると考えております。今後も、ご自宅からのe-Tax申告、キャッシュレス納付及び納税証明書のオンライン請求の利用促進に取り組んでまいります。

更に、令和5年7月に開設された国税局の業務センターにおける対象署を拡大し、事務の効率性の確保に努めてまいります。

また、昨年10月より開始されましたインボイス制度につきまして、関係民間団体の皆様のご理解、多大なるご協力により、円滑に開始することができました。引き続き、免税事業者等の小規模事業者の方々への丁寧な対応が必要であると考えておりますので、より一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たりまして、公益社団法人川崎南法人会の益々のご発展と、会員の皆様方のご健勝並びに事業のご繁栄を心からお祈り申し上げまして、着任の挨拶とさせていただきます。



法人担当副署長
鈴木 達也

愛知県出身

2年目になりました。法人会の皆様方には常日頃から大変お世話になっております。今年度もどうぞよろしくお願いいたします。



法人課税第1統括官
戸田 浩二

大阪府出身

前年に引き続きよろしくお願いいたします。



法人課税第2統括官
齋藤 俊也

東京都出身

この度の異動で大森税務署から参りました。川崎南法人会、源泉部会の皆様と一緒に活動していきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。



法人課税第1審理上席
八木澤 舞子

栃木県出身

この度の異動で東京局調査部から参りました。各種研修会等を通じて、会員の皆様のお役に立てればと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。



法人課税第2審理上席
古屋 恒希

石川県出身

この度の異動で保土ヶ谷署から参りました。源泉所得税関連の説明会や研修会を担当させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

川崎南税務署幹部人事異動

(令和6年7月10日付)

職名	異動後幹部		異動前幹部	
	氏名	前任署	氏名	異動先
署長	なまため やし 静 生田目	局総 会計課 営繕監理官	たなか けん じ 田中 健 二	局徴 管理運営 課長 兼 局企 内部事務センター化 PT長
副署長(法担)筆頭	すずき たつ や 鈴木 達 也	留任	(法担) すずき たつ や 鈴木 達 也	
副署長(総担)	やの たけ のり 矢野 武 範	芝 総務 課長	(総担) ほん たか ひろ 本田 高 広	局総企業務センター室 (千葉西) 統括国税管理官
特別調査官(法)	なかに やま たく じ 中山 拓 治	日本橋 副署長(総担)	ふじい まさ ゆき 藤井 雅 之	横浜中 法人 上席
総務課長	まえ じま まさ き 前島 正 紀	川崎南 徴収1 統括官	うちい かど しん じ 内門 伸 二	千葉東 総務 課長
管運統括官	ふたがみ たか みち 二 神 崇 通	庁 長官官房参事官 システム企画4 係長	かね こ あき こ 金子 亜希子	王子 管運1 統括官
徴収第1統括官	やま さき より こ 山崎 麗 子	世田谷 徴収1 統括官	まえ じま まさ き 前島 正 紀	川崎南 総務 課長
徴収第2統括官	うえむら きみ たか 上村 公 孝	小田原 徴収2 統括官	まつもと ゆう こ 松本 裕 子	緑 徴収2 統括官
個人第1統括官	ひらやま みちる 平山 未知留	局課一 国税訟務官室 総括主査	たなか たか ゆき 田中 孝 幸	局総 会計課 営監官付 課長補佐
個人第2統括官	ふくま のり ゆき 福間 紀 之	留任	ふくま のり ゆき 福間 紀 之	
個人第3統括官	やまもと ひろ ゆき 山本 洋 之	留任	やまもと ひろ ゆき 山本 洋 之	
連絡調整官(個人)	ないとう つとむ 内藤 勉	王子 個人1 総括上席	かとり ゆき こ 香取 由布子	東京上野 税広官
資産統括官	おおまち たか ひろ 大町 高 弘	留任	おおまち たか ひろ 大町 高 弘	
特別調査官(法)	よこせ まさ ひで 横瀬 正 英	留任	よこせ まさ ひで 横瀬 正 英	
法人第1統括官	とだ こう じ 戸田 浩 二	留任	とだ こう じ 戸田 浩 二	
法人第2統括官	さいとう とし や 齋藤 俊 也	大森 法人2 統括官	もり た いち ろう 森 一 郎	目黒 法人 調査官(再)
法人第3統括官	たなか だい すけ 田中 大 輔	横浜中 法人9 統括官	おおつか ひで お 大塚 英 雄	厚木 法人1 統括官
法人第4統括官	さくら い ゆう じ 櫻井 雄 二	小田原 法人3 統括官	かさい しん 笠井 信	蒲田 法人 上席
法人第5統括官	にしむら ゆう じ 西村 有 史	留任	にしむら ゆう じ 西村 有 史	
法人第6統括官	いたもと しん 一 板本 真 一	荒川 法人1 上席	ひろなか けい 豊 弘中 豊	相模原 法人6 統括官
審理専門官(法人)	しおざわ まさ ずみ 塩沢 正 純	麻布 審専官	ふくはら いち たろう 福原 逸太郎	東京上野 審専官
連絡調整官(法人)	もちなが しん 一 持永 瞬 一	京橋 総務 課長補佐	なかの なお こ 中野 奈保子	保土ヶ谷 法人 連調官
課長補佐	さとう なお み 佐藤 尚 美	留任	さとう なお み 佐藤 尚 美	
総務係長	きただ たか ひろ 北田 貴 大	留任	きただ たか ひろ 北田 貴 大	
会計係長	かじおか ひろ き 梶岡 大 樹	大和 総務 会計係長	いしかわ ひで き 石川 秀 樹	局 徴収 特機官付(横浜中)

電子申告で
効率UP!

国税電子申告・納税システム

e-Tax

「e-Tax」なら国税に関する
申告や納税、申請・届出
などの手続きが
インターネットで行えます。

納税にはダイレクト納付が 便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした
後に、届出をした預貯金口座から、
簡単な操作で即時又は期日を指定
して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。
※利用可能となるまで、オンライン提出の場合は1週
間程度、書面提出の場合は1か月程度かかります。

法人会は会社経営の効率化のために
e-Taxの普及を支援しています。

e-Taxを利用して所得税
及び復興特別所得税の申告
をするとこんなメリットが!

添付書類の
提出省略^(注)

還付が
スピーディー

ご利用に際し条件、注意事項があります。
詳しくはホームページでご確認ください。

法人会

イータックス
🔍 検索

令和7年度税制改正要望事項

一般社団法人 神奈川県法人会連合会

<はじめに>

令和5年5月に新型コロナウイルスが5類に引き下げとなり、ようやくコロナ禍から平時への移行が進展し、徐々に生活・事業活動等の経済社会活動は正常化に向かっていった。経済については、雇用・所得環境が改善する下で、緩やかに回復をしているとはいえ、2年以上にもわたるロシアのウクライナ侵攻、中国の覇権主義的海洋進出、中東における歴史的紛争の再勃や度重なる北朝鮮のミサイル実験など地政学的なリスク、そして急激な円安による原材料費やエネルギー価格の高騰など物価上昇で我が国の経済は依然として厳しい状況にある。

中小企業は日本経済の基盤であり、雇用や地域経済に多大なる貢献をしている。そのためにも、中小企業が引き続き事業活動が継続できる実効性のある支援策を迅速に行うことが急務である。

日本経済の迅速な回復に向けた施策を講じ、これから急激に進む少子高齢化・人口減少社会において、財政の健全化と国民経済の安定化のバランスを確保した持続可能なシステムへの改革が必要である。「簡素な税制」、「納得できる税制」、「公平な税制」の確立を訴えるとともに、下記について強く要望する。

<基本的な課題>

I. 税・財政改革

1. 財政健全化に向けて

我が国の長期債務残高は国と地方を合わせて1,200兆円超え、GDPの2.2倍となり先進国の中で最悪である。さらに、2025年には、全ての団塊の世代が後期高齢者を迎えることとなり、年金、医療、介護などの社会保障費が増大する。この事実を深刻に受け止め、歳入、歳出の一体改革が急務である。そして、財政健全化の指針を提示し、道筋を明示するよう求める。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

急速な少子高齢化の進行により、年金、医療、介護等の社会保障制度は、給付の面でも負担の面でも国民生活にとって大きなウエイトを占めてきており、家計や企業の経済活動に与える影響も大きくなっている。世代間の給付と負担の均衡を図り、「社会保障と税の一体改革」の中で、持続可能な抜本的な改革を行うことを求める。

- (1) 年金制度については、給付と負担の見直しが必要である。また、国民に年金を収めることの重要性やメリットを理解させ、率先して年金を支払う意識を持たせるとともに未納を改善する対策を講じる必要がある。
- (2) 医療については、過度な診察・検査・投薬を制限し、ジェネリック医薬品の推進を図る。また、疾病予防を重視した保健医療体系に転換する

ことが必要である。予防や健康づくりの取り組みに対して、財政面でのインセンティブ措置を進めていくべきである。その中でも、健康経営への取り組みについては、企業の活力向上による税収増と医療費の適正化に貢献することから、より積極的に推進すべき施策である。

- (3) 介護制度については、介護施設不足や人材不足が深刻化しているが、優先すべきは介護職員の処遇改善であり、それがひいては人材確保につながる。
- (4) 生活保護については、不正な受給が散見されるため、給付基準、水準を検討することが必要である。また、受給者の自立支援も併せて行い、生活保護者数を減少させる事も必要である。
- (5) 少子化対策では、子育て世代への現金支給ではなく、共働き支援強化など子育て環境の整備を進めることを要望する。ライフスタイル、就労形態、家族形態の多様化が急速に進んでいる中で、女性の社会参加を容易にするために出産・育児をサポートする体制の構築が急務である。

3. 行政改革の徹底

国に対する行財政改革のさらなる推進は、長年訴えられてきたところであるが、その抜本的改革は実現せず、財政悪化が増す一方である。日本の国会議員や地方議員の数は主要33か国で考えた場合、多すぎる水準ではないようだが、人員削減を願う意見は多く、その要因として突出した報酬額や歳費にあると思われる。高すぎる議員報酬や国家公務員・地方公務員の報酬は行政改革における無駄の削減を行う上で最も優先的に行うべきであり、さらに、人口減少の局面に入った今の日本にとって、議員定数の削減は当然であり、人員適正化を自らの痛みを恐れず実施し、無駄の削減を行なうべきである。

国、地方が行っている行財政改革の取組みは極めて不十分であり、一般市民は税金の使われ方に不信感がある。目に見える形で行財政改革を断行すべきである。

行政が直面する課題は極めて多種多様で深刻な課題が多いと思われるが、行政サービスの必要性和そのあり方を再点検し、最小の経費で最大の市民サービスの提供を目指すべきである。民間の良いところを取り入れ、前例に囚われることなく柔軟に対応し、業務に取り組む姿勢を新たにして効率的な市民サービスの提供を推進していくことが必要である。

また、近年のインボイス制度、電子帳簿保存法や定額減税など企業における事務負担はかなり増加しているので、必要最小限になるよう配慮されるべきである。

4. マイナンバー制度 等

マイナンバーカードの交付率は8割を超えており、

政府は利用・普及には積極的だが、情報流出やシステムトラブルへの対応が不十分である。最近では健康保険証との一体化などをめぐり、カードの登録に関する情報管理面で問題が生じている。今後も個人情報の漏洩やプライバシーの侵害など、負の側面の拡大が懸念される。中小企業に対する個人情報保護対策支援も不十分であり、マイナンバー制度の利用増加に従ってプライバシー侵害などに対して企業で対応するケースも増えると考えられる。企業における個人情報保護対策に対する資金面・税制面での支援強化を検討することを要望する。

II. 経済活性化と中小企業対策

1. 中小企業の活性化に資する税制措置

中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化するよう求める。また、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額も1600万円程度に引き上げることがを要望する。

現在の賃上げ促進税制は、雇用者給与等支給増加額に対して最大で45%の税額控除が受けられるが、最終的に法人税額から控除できる金額は、その適用年度の調整前法人税額の20%に相当する額が上限となっているため、中小企業が税制措置の恩恵を十分に享受できていない状況である。中小企業の積極的な賃上げを促進させるためには、この20%という税額控除額の上限を撤廃すべきである。中小企業及び小規模事業者の労働者賃金の底上げのためには、インパクトのある改正が必要と考える。

2. 事業承継税制の拡充

平成30年度税制改正において、相続税・贈与税の事業承継税制の納税猶予制度は、事業承継税制の10年間の特例措置が創設されたが、現在まで特例承継計画の提出件数は伸び悩んでおり、制度の検証を行う必要がある。また、特例承継計画の提出期限は令和8年3月末まで延長されたが、中小企業を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあり、納税猶予制度については、贈与税あるいは相続税の納税を猶予する制度であることには変わりがなく、猶予制度を廃止して免税制度にすべきである。

中小企業が円滑な事業承継を行うためには、要件の緩和や減免制度、適用対象者の拡大など、さらなる見直しを積極的に行い、本格的な事業承継税制の拡充を求める。

3. 消費税への対応 等

消費税引き上げに伴う軽減税率の導入は、会計時の確認や複雑な経理処理といった事務負担や設備投資の増加を企業に負わせる結果となり、現在も企業の運用上の複雑さや難しさは続いている。軽減税率制度を廃止し、単一税率にすべきである。

令和5年10月より、適格請求書保存方式（インボイス制度）が導入されたが、取引先が適格請求書事業者かどうか、受領した請求書等がインボイスの要件を満たしているか、その要件を満たしていない場合の対応等の確認作業が多く煩雑であり事務負担が増加している。制度の簡素化を求める。

また、免税事業者が取引から排除される懸念がある中小企業、零細企業への影響を検証し、不利益が生じないよう対策をとる必要がある。

III. 地方のあり方

1. 地方創生

地域を豊かにし、魅力と活気あふれる地域社会を実現するためには、やはり地方への財政支援、権限移譲などが必要である。地域経済を活かすためには、地域の資源を生かした内発的発展、豊かな個性の伸長、条件の縛りの解消などに目を向け、行政・地域企業・地域住民が三位一体で取り組む仕組みづくりが重要である。また、地方でのネットワーク整備を加速するため、デジタル5Gやサテライトオフィスの誘致も一考である。企業による事業革新や社会的な課題解決に向けて導入を後押しし、恒久的な対象要件の緩和やインセンティブ等の見直しを行い、国土全体における発展の均衡化を継続的に進めることで地域の経済再生が可能となり、本来の地方創生、ひいては中小企業の事業継承問題も自ずと良い方向へ赴くと思慮する。

ふるさと納税制度により一部の自治体は税収の改善や活性化がなされているようであるが、納税者と納税を受ける自治体に何ら関係性がないまま納税されていることは、制度の本来の目的とは異なると思う。また、ネット販売事業者の商品としてふるさと納税の返礼品が扱われている事も見過ごすべきではない。本来は納税者の出身地や所縁の地に納税することを可能にした制度であり、返礼品という制度ばかりがクローズアップされてしまうような制度は改善すべきである。

2. 財政・行政の効率化 等

市町村、都道府県、国家のそれぞれにおいて重複している財政と行政の権限を移譲し、地方が動きやすい体制への改革が必要と考える。国の役割を再構築し、47都道府県を広域にわたる広域自治体への再編成や市町村の合併を推し進め、組織をスリムに、風通しの良い、機動性の高い組織に改編することを要望する。

<税目別>

I. 法人税関係

1. 役員給与の損金算入の拡充 等

現行制度は役員給与の損金算入が限定されているが、報酬は業務執行の対価であると考えられる。役員報酬に係る各企業内の制度設計に照らして、損金算入できる範囲の明確化等、実務上の判断に資する所要の措置を検討し、一定の要件を更に緩和するなど、損金算入と対象給与の範囲拡大を求める。

II. 個人所得税

1. 所得税のあり方

重要な基幹税の一つである所得税については、国民が能力に応じて広く全体で負担していくようにすべきである。各種控除制度については、その時々々の社会情勢、経済情勢の変化に合わせて整理は必要である。

また、103万円の壁や130万円の壁と言われるものも実は40年以上前から存在しているが、未だに変更がない。その間に最低賃金の水準は約3倍になっていることから労働時間が制限され、物価変動も2倍以上となっているにも関わらず世帯収入増のプレーキとなっている為、相対的に納税者に不利益が生じている。最低賃金や物価の変動を反映させたスライド条項を設ける事により、パートの所得制限や労働時間の制限が実情に適したものになり、物価上昇に対応できる世帯

収入への改善や労働力不足の改善につながると思われる。また、生活保護基準等もより実情にあったものにより、低所得者の所得が上がり、国民全体の収入が上がることで、税収が上がるメリットもあると考える。

2. 各種控除制度の見直し 等

配偶者控除や配偶者特別控除は、現代の日本社会には時代遅れの政策であり、女性の社会進出や女性活躍による労働力不足の解消ということを考えれば、配偶者の収入や労働時間を抑制する同控除は、縮小もしくは廃止すべきである。そして、同控除に代わり、子供控除、子育て控除といった形で子供の数が多い世帯が、より優遇される制度を作るべきである。

III. 相続税・贈与税関係

1. 相続税・贈与税

令和5年度改正により相続時精算課税制度での贈与について、課税価格から110万円の基礎控除が創設され、相続時精算課税制度を利用後も毎年110万円までであれば贈与税がかからず、申告も不要といった形に見直しがあった。一方、暦年課税については、課税が強化され、相続財産に加算する期間が相続開始前3年間から7年間に延長された。相続時精算課税制度に110万円の基礎控除が創設されたことは評価するが、物価上昇の実情を踏まえると相続時精算課税制度及び暦年課税の基礎控除110万円の拡大を求める。

IV. 地方税関係

1. 固定資産税の抜本的見直し 等

地価は全国ベースでも上昇傾向を示しており、固定資産税のさらなる負担増が懸念されている。固定資産税及び都市計画税の税率および評価方法は、地域性を考慮するとともに都市計画税と合わせて、評価方法及び課税方式を抜本的に見直す。

また、償却資産に係る固定資産税を撤廃し、新たな設備投資促進に繋がるようにしてもらいたい。

<その他>

I. 震災復興

震災復興税制については効率的に執行し、可能な限り早期に復興措置を達成し特別徴収の解除をしていただきたい。また、今後予想される大規模災害に対する企業・家計の防災・減災対策への支出に対しては税制上の優遇措置を強化すべきである。

II. 環境問題に対する税制上の対応

地球温暖化問題をはじめ、世界的な環境問題への対応を我が国も迫られており、既存の環境税であるエネルギー関係課税や車体関係課税の税収を効率よく活用し取り組む必要がある。また、炭素税の本格導入は日本経済に与える影響も大きいと思われるが、環境問題への配慮を考えると、慎重な対応のもとで早期導入が望ましい。

III. 租税教育

納税の意義、税の役割について、必ずしも地域の方々が十分に理解し、認識していない部分があるため、社会全体で租税への教育、意識の向上に取り組んでいく必要がある。

現行の小学校、中学校、高等学校の各教育課程における租税教育の取り上げ方は極めて低く、我が国における租税の意義を理解させるには、十分な内容とはなっていない。納税者としての意識及び社会の構成員としての責任を自覚させ、租税の意義や役割だけでなく、その使い道にも関心を持つ主体的な国民を育てるため、租税教育の実施を義務付けるよう強く要望する。

IV. 印紙税

印紙税については、電子取引の拡大や手形決済の省略など、取引慣行の変化に伴い、課税根拠が希薄化している。文章作成の有無による課税は公平性を欠き、また、デジタル化を推進する上で明らかに逆行するものである点から速やかに廃止すべきである。

川崎南法人会からのお知らせです

法人会では、税務協力団体としての役目を果たすべく、各種情報発信を行っております。

会員企業のみならず、今後も継続して有益な税に関する情報を直接お届けする活動を行ってまいります。

右の冊子につきまして、必要な会員企業さまに無償でご提供いたします。(送料含無料)

ご希望の方は、法人会事務局までFAXを頂くか、メールにて会社名、ご担当者さま、ご住所、連絡先、必要冊子名及び部数をお知らせください。



【法人会事務局】 FAX : 044-276-8738 Eメール info@km-hojinkai.or.jp

身近な法律相談



弁護士 渡部 英明



近隣関係の法律に関して、最近民法が改正され、令和5年4月から施行されています。①竹木の枝の切除などに関する規定、②隣地使用权に関する規定、③ライフラインの設備設置・使用に関する規定の新設がありました。今回は、前回に引き続き、②隣地使用权に関する規定について、見ていきましょう。

Q₁ 私の土地にある建物の外壁を修繕したいのですが、修繕するためには、隣の土地に立ち入らなければならない構造になっています。隣の土地の所有者が亡くなってしまったようで、現在、だれが所有者か分からず、連絡がとれない状態です。このような場合、どのようにして、隣の土地に立ち入って、建物の外壁の修繕をすればよいのでしょうか。

A₁ 民法が改正される前は、土地の所有者が隣の土地を使用するためには、隣の人の承諾が必要であり、承諾が得られない場合には、隣の人に対して承諾を命ずることを求め、承諾に代わる判決を得る必要がありました。そうすると承諾に代わる判決がない限り、隣の土地を使用することができず、相当な時間と労力を費やし、土地の利用を阻害する要因になっていました。

そこで、隣の土地を使用する必要性が高いと考えられる目的のために、隣の土地を使用することができる規定に改められました。すなわち、民法209条1項によれば、土地の所有者は、境界又はその付近における建物の修繕のために必要な範囲内で、隣地を使用することができる旨規定されました（隣地使用权）。

そして、民法209条3項によれば「隣地を使用する者は、あらかじめ、その目的、日時、場所及び方法を隣地の所有者及び隣地使用者に通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難なときは、使用を開始した後、遅滞なく、通知することをもって足りる」と規定されました。これにより、現地調査や登記記録の調査等、調査を尽くしても、隣地所有者が所在不明な場合などは、事前の通知を行わず、隣地所有者が判明したときに遅滞なく通知をすれば足りることになります。

今回の問題でも、調査をしても隣の土地の所有者の所在が不明な場合には、隣の土地に立ち入って、建物修繕を実施し、隣の土地の所有者の所在が判明したときに遅滞なく、通知すればよいものと考えられます。

ただし、隣の土地上に住屋があり、居住者がいる場合は、その居住者の承諾がなければ立ち入ることはできませんので（民法209条1項但書）、注意が必要です。

Q₂ 隣地使用权が認められれば、無制限にその使用が認められるのでしょうか。

A₂ 民法209条2項によれば、使用の日時、場所及び方法は隣地所有者及び隣地を現に使用している者（「隣地使用者」といいます。）のために損害が最も少ないものを選ばなければならない、とされています。ですから、隣地使用权が認められても、無制限にその使用が認められるわけではありません。

また、土地の所有者の隣地使用により、隣地の所有者又は隣地使用者が損害を受けたときは、その償金を請求することができることとされていますので（民法209条4項）、損害を与えないように注意が必要です。

Q₃ 隣地の所有者又は隣地使用者は判明しているのですが、隣地使用を承諾してくれません。そのような場合はどうすればよいのでしょうか。

A₃ 民法209条3項により、事前に隣地使用の目的、日時、場所及び方法を通知しても隣地の所有者又は隣地使用者が承諾をしてくれない場合には、隣地使用权などの確認を求める裁判手続きを取る方法が考えられます。そして、裁判上の和解で早期解決も考えられますので、裁判手続の利用を検討するのがよいと思います。

女性部会・青年部会

川崎区・幸区の小学校で租税教室を行いました



6月25日
大島小学校 2時間目
講師 (有)龍美社
下村 京子さん



6月25日
大島小学校 3時間目
講師 ユウホーム
鳥海 郁子さん



7月8日
御幸小学校 1時間目
講師 (株)柏屋
龍上 亜里佐さん



7月8日
御幸小学校 2時間目
講師 (株)新川崎雲山堂
青地 直樹さん



7月8日
御幸小学校 3時間目
講師 (有)テーラーマックス
外木 宏明さん



7月8日
御幸小学校 4時間目
講師 九重運輸(株)
山崎 由美子さん



7月8日
御幸小学校 5時間目
講師 小向工業(株)
内田 英子さん



7月16日
幸町小学校 3時間目
講師 堂本製菓(株)
堂本 典希さん

女性部会 活動報告

第18回法人会全国女性フォーラム広島大会
4月18日



会場：
広島グリーンアリーナ
記念講演会：
「音楽・師との出会い」
講師：
広島交響楽団
音楽総監督
下野 達也 氏

女性部会報告会
6月6日

会場：煌蘭



青年部会 活動報告

青年部会報告会
5月23日

会場：煌蘭



税務署名刺交換会及び健康経営勉強会
7月31日

会場：
川崎市産業振興会館
テーマ
「さあ、はじめよう！
神奈川の健康経営。」
講師：
公益社団法人緑法人会
河原 青年部会長



川崎市市制100周年 記念事業及び記念式典開催

7月1日にミューザ川崎にて記念式典が開催されました。パイプオルガンの演奏や川崎市のあゆみの映像の上映、オーケストラ・合唱団により記念演奏も執り行われました。記念表彰式では川崎市の発展に貢献した個人や団体が表彰され川崎南法人会も「市政功労賞」を受賞致しました。



電子帳簿保存法及び消費税・インボイス制度、 定額減税説明

4月24日

会場：カルッツかわさき
講師：
川崎南税務署
法人課税部門
足立 郁子
上席国税調査官
法理 貴文
上席国税調査官



日帰りバス研修旅行

6月18日

場所：
筑波宇宙センター
とブルーベリー狩り



社員研修講座

5月15日

テーマ：
「ビジネススキル基礎講座」
講師：
株SUGI
コーポレイション
代表取締役
杉本 直鴻 氏



源泉部会研修会

6月19日

会場：
川崎市産業振興会館
テーマ：
「算定基礎届の手続き講座」
講師：
社会保険労務士
志田 淳 氏



源泉部会 報告会

6月3日



会場：
川崎市産業振興会館

厚生委員会 救急救命講習会

7月8日



会場：
川崎市産業振興会館
講師：
川崎市消防防災指導公社

実務経理セミナー

6月7日～10日間

会場：
川崎市産業振興会館
講師：
東京地方税理士会
川崎南支部
越智 文裕 氏



社員研修講座

7月12日

会場：川崎市産業振興会館
テーマ：
「決算書読み解き
トレーニング2024」
講師：
ファイナンシャル
アライアンス(株)
徳植 陽祐 氏



不整脈は怖い？

前編



川崎幸病院
循環器内科部長 / 不整脈部門長
三浦 史晴 (みうら ふみはる) 医師



❖ 「不整脈」とは

『不整脈』とは、脈の異常の事をいい、脈が速くなる“頻脈”、脈が遅くなる“徐脈”、脈が乱れたり飛んだりする“期外収縮”などの種類があります。脈は心臓から血液が送り出される事を意味しますが、脈が少なすぎると、心臓から送り出す血液の量が不足します。主に脳に行く血液の量が不足するため、ふらつきやひどい場合には意識を失うことがあります。また、脈が多すぎると心臓は空うちの状態となり、血圧が低下し全身や脳に十分な血液を送り出すことができなくなります。



❖ 不整脈は怖い？

不整脈には、治療の必要がないものと、放置すると生命に関わるものがあります。脈がたまに飛んだり、症状の無い徐脈等や運動・精神的に興奮した状態の時に脈が一時的に早くなる事も心配は要りません。一方、怖い不整脈は下記の様な症状を示す場合が比較的多く、専門医の適切な診断と治療を必要とします。

- ✓ 急に意識が無くなる。失神する。
- ✓ 脈拍数が1分間に40回以下で、体を動かすと息切れやめまいがする。
- ✓ 突然動悸が始まる。
- ✓ 不規則な心臓の動きが続き、胸痛やめまいがする。
- ✓ 1分間に150～200回以上の頻脈、もしくは50～40回以下の徐脈がある。



❖ 心臓のセルフチェック

“怖い不整脈”“怖くない不整脈”を見極めるには、自分で毎日、決まった時間に脈をとり、いつもの脈を知ることが大切です。脈を自分で管理することで異常を早期に発見・治療することが可能になり、脳梗塞などの命に関わる病気のリスクを下げるができます。

不整脈の特徴は症状の強さと病気の重症度が一致しないことです。つまり症状が非常に強くても病気と言えないくらい軽症の場合もあれば、症状がほとんどなくても注意が必要な不整脈という場合もあります。過度の心配は不要ですが、気が遠くなる・意識を失うなどの症状があった場合には速やかな診察が必要です。また、自分で脈を管理していて“変だな”と感じたり、スマートフォンを利用したアプリ、デジタル腕時計といった心拍数を測定できるもので異常を認めた場合は専門医にご相談下さい。

診療のご案内



社会医療法人財団 石心会
 **第二川崎幸クリニック**
 受診予約 ☎ 044-511-2112

電話予約受付時間

月～金 8:00～20:00 土 8:00～17:00 日 8:30～17:00 祝日 8:30～17:00

新入会員のご紹介

(令和6年6月1日～令和6年7月31日)

支部名	法人名	代表者	所在地	業種	紹介者
幸1	(有) 平 原	山 崎 良 子	大宮町5-6	不動産	第一ハウジング(株)
幸4	(株) 計 測 技 術 研 究 所	渡 辺 祐 二	南加瀬4-11-1	製造業	事 務 局
中央	(株) ア イ ・ ビ ー ・ エ ス	遠 山 知 宏	新川通10-15-202	ビルメンテナンス業	事 務 局
南1	(有) ジャスト イシバシ	石 橋 志 朗	貝塚1-1-15-101	小売業	AIG 損害保険(株)
中央	(株) ラ ナ ン シ ス テ ム	高 橋 里 佳	駅前本町11-2-4F	ソフトウェア開発	京 浜 化 工 (株)
幸3	(株) カ ザ マ	風 間 隆	古市場83	蔦、土木	大同生命保険(株)
東2	(有) 山 善 商 事	安 本 好 勝	池上新町1-2-12	不動産一般	菊 三 建 設 (株)
東2	(株) ト ラ イ ア ン グ ル	中 村 和 暉	大師本町9-6	電気工事業	AIG 損害保険(株)
幸1	(株) カ フ ェ サ ウ ダ ー ジ	須 崎 孝	堀川町66-20-2F	飲食業	大同生命保険(株)
区外	近畿日本ツーリスト(株) 横浜支店	下 河 浩	横浜市神奈川区栄町3-4-4F	旅行業	秋 山 商 事 (株)

賛助会員 橋 村 圭 亮

アフラック生命保険(株)

川崎南法人会 主要事業予定

9月

5日(木)

●新設法人説明会

講 師：川崎南税務署担当官 他
会 場：川崎南税務署
時 間：13：30～16：15

10日(火)

●第2回 総務委員会

会 場：カルツかわさき
時 間：10：30～11：30

11日(水)

●第3回 広報委員会

会 場：川崎市産業振興会館
時 間：11：00～12：00

11日(水)

●源泉部会 研修会

テーマ：「報酬・料金等の源泉徴収事務」
講 師：川崎南税務署 担当官
会 場：川崎市産業振興会館及び
オンライン
時 間：14：00～16：00

12日(木)

●女性部会 連絡協議会セミナー

講 師：アパホテル(株) 代表取締役社長
元谷 芙美子 氏
会 場：ローズホテル横浜
時 間：14：30～16：30

18日(水)・26日(木)

●生活習慣病健康診断

会 場：川崎市産業振興会館
時 間：9：30～11：00

18日(水)

●社員研修講座

テーマ：「中小企業のための資金調達術
総まとめ」
講 師：中小企業診断士
野見山 佳紀 氏
会 場：川崎市産業振興会館
時 間：15：00～16：30

18日(水)

●第2回 理事会及び会員増強決起大会

会 場：川崎市産業振興会館
時 間：16：00～17：30

19日(木)

●決算法人説明会

講 師：川崎南税務署担当官 他
会 場：川崎南税務署
時 間：13：30～16：30

20日(金)

●女性部会 税務研修会

テーマ：「節税について」
講 師：川崎南税務署 担当官
会 場：川崎市産業振興会館
時 間：16：30～17：15

10月

1日(火)～10日(月)

●初級簿記講習会

講 師：東京地方税理士会 川崎南支部
南雲 吉彦 氏
会 場：川崎市産業振興会館
時 間：14：00～16：00

2日(水)

●厚生委員会 ゴルフ大会

場 所：立野クラシック・ゴルフ倶楽部

3日(木)

●法人会全国大会(鹿児島大会)

テーマ：「新型コロナ禍で大打撃を受けた航空業界 危機下の経営戦略を語る」
講 師：ANA ホルディングス(株)
取締役会長 片野坂 真哉 氏
会 場：城山ホテル鹿児島
時 間：14：00～

8日(火)

●源泉部会 移動研修旅行

場 所：横浜税関と神奈川警察本部

13日(日)～16日(水)

●海外研修旅行

場 所：タイ・バンコク

17日(木)

●決算法人説明会

講 師：川崎南税務署担当官 他
会 場：川崎南税務署
時 間：13：30～16：30

19日(土)～20日(日)

●幸区民祭

場 所：幸区役所周辺

21日(月)

●社員研修講座

テーマ：「カスタマーハラスメント対応術」
講 師：クレームコンサルタント
谷 厚志 氏
会 場：川崎市産業振興会館
時 間：14：00～16：00

26日(土)

●社会貢献活動 海岸清掃

場 所：花水川河口付近

27日(日)～28日(月)

●女性部会 1泊研修旅行

場 所：未定

◎税務無料相談◎

相 談 日

9月の相談日/17日(火)
10月の相談日/15日(火)、22日(火)

【午後1時～3時】

相談については、
事前に事務局までご連絡ください。

場 所

公益社団法人 川崎南法人会事務局
☎044-276-8731
川崎市幸区堀川町66-20
(川崎市産業振興会館5F)

◎法律無料相談◎

相 談 日

ご希望の日程、時間を
お知らせください
お気軽にご相談ください

場 所

横浜綜合法律事務所
(☎044-276-8731)
横浜市中区日本大通11F
横浜情報文化センター11F
相談については、
事前に事務局までご連絡ください。



Business Guard



AIG損保

世界有数の地震国、日本! いつ、どこで大地震が発生しても 不思議ではありません。

地震災害のリスクに備えて、
回避・低減の対策を!



法人会の企業地震保険

企業財産保険+財物損害補償特約+地震・噴火危険補償特約 (財物損害補償特約用)

地震災害のリスクから会員企業をガードします!

この広告は保険の概要をご説明したものです。

保険の対象、建物の構造、建築年月等によってはお引受できない
場合もございますのであらかじめご了承ください。

2022年2月時点の内容です。

AIG損害保険株式会社

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20

03-6848-8500

午前9時～午後5時 (土・日・祝日・年末年始を除く)

<https://www.aig.co.jp/sonpo>



お問い合わせ・お申し込みは

横浜支店

〒222-0033

神奈川県横浜市港北区新横浜2-4-19

富士火災横浜ビル

TEL.045-277-3110 FAX.045-476-8175

午前9時～午後5時 (土・日・祝日・年末年始を除く)